

串間市教育大綱

平成 28 年 3 月

串 間 市

1 背景と経緯

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号（以下「法」という。））が改正され、地方公共団体の長は、「教育基本法」（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針（「教育振興基本計画」）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました（法第 1 条の 3 第 1 項）。また、同法第 1 条の 4 第 1 項において、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策等の協議・調整のための総合教育会議を設けることとされています。

串間市では、新たに「串間市総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会による協議、調整を行い、串間市教育大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。

2 期間

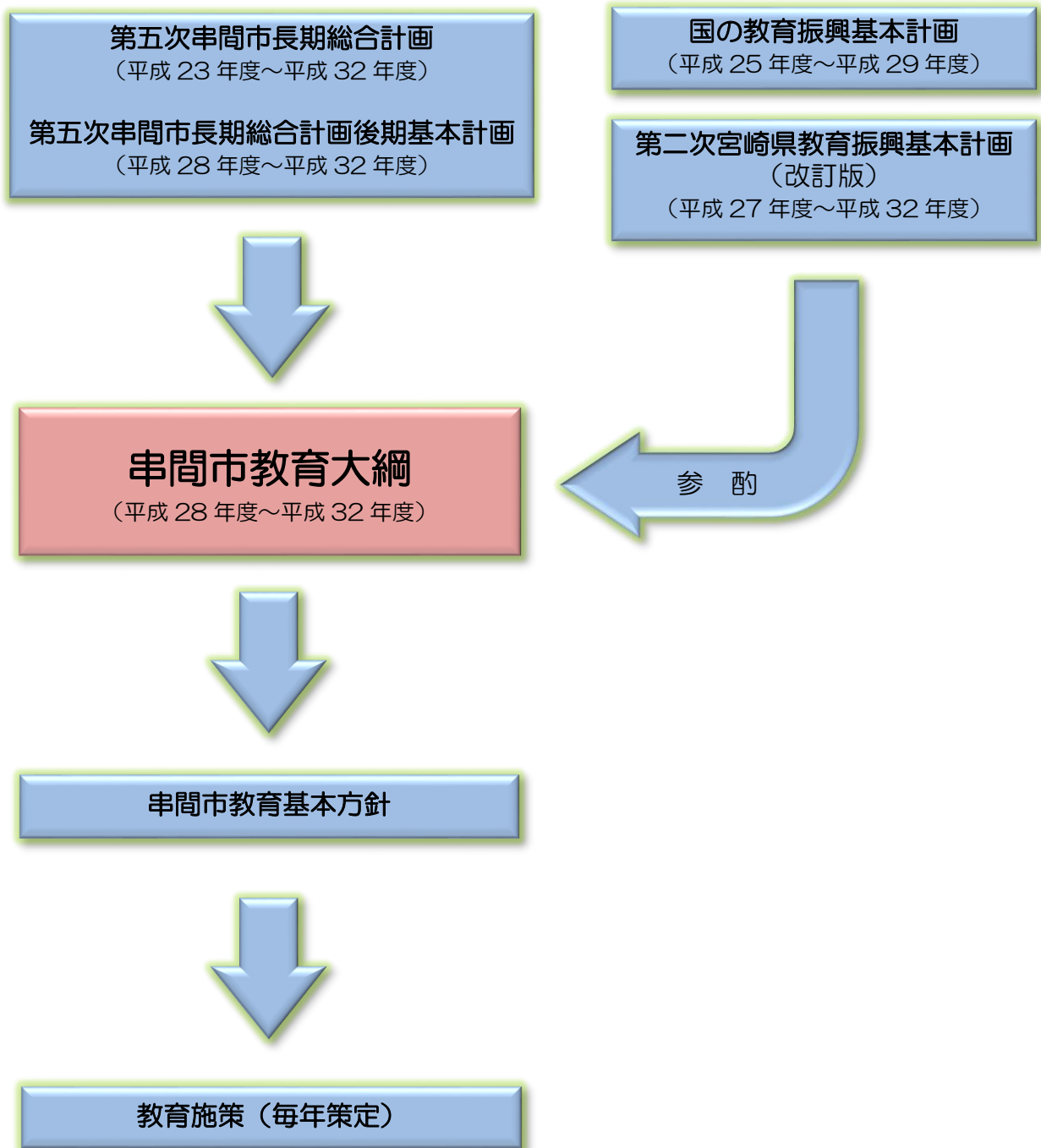
大綱の対象期間は、「第五次串間市長期総合計画後期基本計画」の計画期間である平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

3 串間市教育大綱の位置付け

この大綱は、「第五次串間市長期総合計画後期基本計画」（以下「総合計画」という。）に基づき、本市の教育・文化の振興に関する総合的な施策を推進するための基本的な指針を定めるものです。大綱では、総合計画に掲げた教育・文化分野の目指すべき将来像の実現に向けた基本理念、基本方針を示しています。

また、大綱に基づく具体的な施策については、教育委員会が「串間市教育基本方針」のもとで、毎年策定する「教育施策」に明記することとします。

【串間市教育大綱の位置付け図】



串間市教育大綱

「豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる
協働と交流のまち 串間」を目指して

串間市は、現在、「第五次串間市長期総合計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）及び「同計画後期基本計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）を策定し、「豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間」という将来都市像を、市民と行政による協働のまちづくりの指針として「基本理念1 みんなが主役ー参画と協働」、「基本理念2 みんながすこやかー健康と快適」、「基本理念3 みんながいきいきー活力と人づくり」の三つの基本理念を掲げ、市民生活の全分野にわたる多様な施策を市の総力をあげて押し進めています。

また、平成 27 年度には、人口減少の克服と地域活性化の取組を進めるための指針として「串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すこととしています。

【基本理念】

教育・文化の分野においても、串間市の将来都市像やまちづくりの基本理念を踏まえて、未来を創造する人材の育成と生きがいに満ちた心豊かな市民生活の実現を目指して、生涯にわたって学ぶための教育環境の整備とともに、家庭教育、学校教育、文化、スポーツの充実・振興を図り、その有機的な連携を密にして、市民の生涯にわたる学びの充実と振興に努めていきます。

【基本方針】

1 生きる力の育成を重視した教育の推進と環境づくり

これからの変化の激しい社会を生きぬいていくために、子どもたちに、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材を育成する教育の推進と、安心・安全で心身ともに健やかに成長できる教育環境づくりを推進します。

2 生涯にわたって学ぶ、豊かな人生の創造

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送ることができるよう、学校教育との連携を図りながら、地域、家庭、社会と一体となり、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

3 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

すべての市民が生涯にわたって、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「だれでも、どこでも、いつまでも」スポーツ活動を行うことができるように、環境づくりを支援するとともに、スポーツを通じた交流を推進します。

4 地域の特性を活かした社会教育活動の推進

社会教育活動に参加する人の固定化や減少が見られる中、青少年の健全育成のために、青少年が安全で安心して活動するための支援体制を整備し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

5 地域特性や資源を活かし、歴史や文化に親しめる環境づくり

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すものであり、人材の育成や地域活性化と密接な結びつきがあることから、各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、指定文化財の保護と活用に努め、文化の香り高いまちづくりを進めます。

6 串間の未来を切り拓く教育の推進と環境づくり

人口減少・少子化の進行する中であっても、串間の未来を切り拓くために、地域の課題の克服を目指し、地域の成長への活力となる人材の育成とそれを支える教育環境づくりを推進します。

串間市教育大綱に基づく具体的な施策

基本方針1 生きる力の育成を重視した教育の推進と環境づくり

- 確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など、これからの変化の激しい社会を生きぬくための基盤となる「生きる力」を育成するため、学校教育の充実を図ります。
- 時代の変化に対応した教育内容の充実や指導方法の工夫改善を図るため、教職員研修の充実・推進による教職員の資質向上に努めます。
- それぞれの学校における特色ある教育活動を支援するとともに、それを支える体制等、学校教育施設・設備の整備・充実を図り、安心・安全なより良い教育環境づくりに取り組みます。

基本方針2 生涯にわたって学ぶ、豊かな人生の創造

- 社会教育活動の拠点となる図書館、文化会館、公民館の施設の充実と、利用者ニーズに応じた有効活用を図ります。
- 「まち・ひと・しごと創生」を踏まえた公民館講座や学習活動の支援を行います。

基本方針3 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

- 総合体育館、総合運動公園などのスポーツ施設について、合宿誘致と交流、市民スポーツの振興を図るため、計画的に施設整備を進めます。
- 「だれでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、各種スポーツ団体を支援し、生涯スポーツの振興を図ります。
- スポーツと健康づくりが一体となったまちづくりに取り組みます。

基本方針4 地域の特性を活かした社会教育活動の推進

- 地域の将来像や課題を地域で考え、解決するために「地域連携組織」を設立し、自治公民館活動と連携・協働して、人づくりやまちづくりに活かします。
- 青少年の健全育成については、問題行動を早期に発見し、地域ぐるみで非行防止に努めます。
- 青少年の野外活動や交流活動、スポーツ活動を通して、新たな時代を切り拓く心身ともに調和のとれた青少年の育成を目指します。

基本方針5 地域特性や資源を活かし、歴史や文化に親しめる環境づくり

- 国指定天然記念物や旧吉松家住宅をはじめとする指定文化財を適正に保護し、その活用を図ることにより、市民文化の向上と地域活性化を目指します。
- ふるさとの文化や伝統芸能の継承に努め、効果的な情報発信に取り組みます。

基本方針6 串間の未来を切り拓く教育の推進と環境づくり

- 小中高一貫教育の推進により児童生徒一人一人の学力の向上と地域に誇りを持ち、地域に貢献する意識を持った人材の育成を目指します。
- 平成29年度に開校する串間市立串間中学校と宮崎県立福島高等学校との連携型中高一貫教育校を設置し、中高6年間の計画的・継続的な教育を通じて、学力向上や豊かな人間性の育成を図ります。
- 福島高等学校の存続を後押しするため、学習意欲の向上や部活動の活性化とあわせ、経済的負担の軽減を図ります。

